

京都府警察街頭防犯カメラネットワークシステム管理運用要綱の制定について（通達）

〔制定 令和 8. 2. 27 例規務第 5 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

京都府警察街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に関する訓令（令和 8 年京都府公安委員会訓令第 2 号。以下「訓令」という。）に基づき、みだしの要綱を下記のように定め、令和 8 年 3 月 2 日から実施することとしたので、適正な管理及び運用に努められたい。

記

京都府警察街頭防犯カメラネットワークシステム管理運用要綱

第 1 総則

1 趣旨

この要綱は、京都府警察街頭防犯カメラネットワークシステム（以下「システム」という。）の適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱における用語の意義は、訓令に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再生 システムで運用する端末装置（以下「端末装置」という。）を操作して、画像データを記録する装置（以下「記録装置」という。）に記録されている画像データを端末装置及びこれに接続するモニター画面に表示する行為をいう。
- (2) 検索 端末装置を操作して、記録装置に記録されている画像データを、年月日時を指定して再生する行為をいう。
- (3) 閲覧 端末装置を操作して、記録装置に記録されている実時間又は検索した画像データを再生し、当該再生画像データを目視する行為をいう。
- (4) P T Z 端末装置を操作して、指定した街頭防犯カメラの撮影方向及び焦点距離を変更する行為をいう。
- (5) 接写 前記 (2) 及び (3) に定める再生画像データを撮影する行為をいう。
- (6) 複製 端末装置を操作して、記録装置に記録されている画像データを電磁的方法により複製する行為をいう。

第 2 管理運用体制

1 システム総括運用管理者

- (1) 警察本部にシステム総括運用管理者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) システム総括運用管理者は、システムの管理及び運用に関する事務を総括する。

2 システム総括運用副管理者

- (1) 警察本部にシステム総括運用副管理者を置き、警察本部長が指定する警務部付をもって充てる。
- (2) システム総括運用副管理者は、システム総括運用管理者を補佐し、システムが適正に管理及び運用されるよう必要な措置を講じるものとする。
- (3) システム総括運用副管理者は、システム総括運用管理者に事故があるときは、そ

の職務を代理する。

第3 運用所属等

1 運用所属

システムを運用する所属（以下「運用所属」という。）は、警務部警務課及び街頭防犯カメラの設置場所を管轄する警察署（以下「運用警察署」という。）とする。

2 運用管理者

(1) 運用所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、所属におけるシステムの管理及び運用に関し、適正かつ円滑な実施を確保するため必要な事務を処理する。

3 運用副管理者

(1) 運用所属に運用副管理者を置き、警務部警務課にあつては治安総合対策室長を、運用警察署にあつては副署長をもって充てる。

(2) 運用副管理者は、運用管理者を補佐し、運用管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 街頭防犯カメラの設置等

1 設置場所の選定等

(1) 街頭防犯カメラは、システム総括運用管理者が別に定める場所に設置するものとする。

(2) システム総括運用管理者は、犯罪の予防、被害の未然防止、道路交通の安全及び円滑等を確保することに効果があると認められる場所を選定するとともに、個人のプライバシーその他の権利を不当に侵害することがないように配慮しなければならない。

2 街頭防犯カメラの設置場所の明示

システム総括運用管理者は、街頭防犯カメラの設置に当たっては、その設置場所付近の適当な場所に、当該街頭防犯カメラが設置されていることを通行人等に対し、明らかになるよう必要な措置を講じるものとする。

第5 運用等

1 システムの運用時間

システムの運用時間は、原則として、24時間とする。ただし、システム総括運用管理者は、システムの適正な管理及び運用のため、必要があると認めるときは、システムの全部又は一部を停止することができるものとする。

2 画像データの保存期間

画像データの保存期間は、記録した日の翌日から起算して30日間とし、その期間を超えてはならない。

なお、記録装置の機能、容量等によりこれにより難しいときは、当該機能、容量等により可能な期間とする。

3 画像データの活用

(1) 警察職員（以下「職員」という。）は、警察の責務の遂行に必要と認められる場合は、運用所属において、閲覧、検索、PTZ、接写及び複製（以下「閲覧等」という。）を行うことができるものとする。ただし、複製することができる運用所属

は、警務部警務課に限る。

(2) 職員は、閲覧等を行うに当たっては、運用管理者の承認を受けるものとする。

4 システムの維持管理

(1) システム総括運用副管理者は、システムの円滑な運用を維持し、適正に保守されるよう必要な措置を講じるものとする。

(2) 運用管理者は、管轄する街頭防犯カメラのほか、配備された端末装置等のシステム構成機器を適切に管理し、運用しなければならない。

第6 指導及び教養の徹底

運用警察署の運用管理者は、システムを適正かつ効果的に運用するため、所属におけるシステムを取り扱う職員に対し、必要な指導及び教養を実施するものとする。

第7 その他

1 遵守事項

(1) 職員は、閲覧等を行うに当たっては、個人のプライバシーその他の権利を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。

(2) 職員は、警察の責務の遂行に必要と認められる場合を除き、システムを利用してはならない。

(3) 職員は、画像データの加工、改ざん、編集等をしてはならない。

2 細部事項

この要綱に定めるもののほか、システムの管理運用に関し必要な細部事項は、別に定める。